

令和5年12月議会

議案説明資料

	ページ
1. 補正予算案	
(1) 総括	… 1
(2) 一般会計	
議案第216号 令和5年度福岡市一般会計補正予算案（第4号）	… 3
(3) 介護保険事業特別会計	
議案第219号 令和5年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案（第1号）	… 13
2. 条例案	
議案第230号 福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人も ない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例案	… 15
3. 一般議案	
議案第243号 福岡市立清水ワークプラザ等に係る指定管理者の指定について	… 29
議案第244号 福岡市立なのみ学園に係る指定管理者の指定について	… 33
議案第245号 福岡市立東障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について	… 36
議案第246号 福岡市立博多障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について	… 38
議案第247号 福岡市立点字図書館に係る指定管理者の指定について	… 40
議案第248号 福岡市立老人福祉センター長生園に係る指定管理者の指定について	… 42
議案第249号 福岡市立老人福祉センター福寿園に係る指定管理者の指定について	… 44
議案第250号 福岡市立老人福祉センター若久園に係る指定管理者の指定について	… 46
議案第251号 福岡市立老人福祉センター東香園に係る指定管理者の指定について	… 48
議案第252号 福岡市立老人福祉センター舞鶴園に係る指定管理者の指定について	… 50
議案第253号 福岡市立老人福祉センター寿楽園等に係る指定管理者の指定について	… 52
議案第254号 福岡市立老人福祉センター早寿園に係る指定管理者の指定について	… 55
議案第255号 福岡市市民福祉プラザに係る指定管理者の指定について	… 57

1. 補正予算案

(1) 総 括 (福祉局所管分)

会 計	補正前の額		歳出補正額	補正額の
	歳 入	歳 出		特定財源
一 般 会 計	106,832,877	170,683,485	18,981,366	18,816,350
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	119,963,155	119,963,155	33,529	△ 23
合 計	226,796,032	290,646,640	19,014,895	18,816,327

(単位:千円)

財源内訳	補正後歳出額	補正後の財源内訳	
一般財源		特定財源	一般財源
165,016	189,664,851	125,649,227	64,015,624
33,552	119,996,684	74,016,366	45,980,318
198,568	309,661,535	199,665,593	109,995,942

(2) 一般会計

議案第216号 令和5年度福岡市一般会計補正予算案(第4号)

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P24 ↳ P25	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	12,761,769	17,558,015 [関連歳入 (25) 諸収入 △ 665 雇用保険料収入 7 厚生年金保険料収入 △ 672] [関連歳入 (19) 国庫支出金 17,521,395 物価高騰対応 重点支援 地方創生 臨時交付金]	30,319,784
P28 ↳ P29		3 高齢福祉費	1 高齢福祉 総務費	8,507,332	1,075,899 [関連歳入 (25) 諸収入 34 雇用保険料収入]	9,583,231

(△印 減、単位:千円)

説 明

1. 一般職職員給与費等の追加

36,620

給与改定等に伴う追加等

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	499,653	△ 3,059	496,594
職員手当等	508,579	38,590	547,169
共済費	183,286	1,089	184,375
その他の経費（本補正外）	25,971	—	25,971
計	1,217,489	36,620	1,254,109

2. 物価高騰緊急支援給付金の追加

17,521,395

物価高騰緊急支援給付金に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
需用費[印刷消耗品費]	—	780	780
役務費	—	52,928	52,928
委託料	—	597,687	597,687
扶助費	—	16,870,000	16,870,000
計	—	17,521,395	17,521,395

1. 一般職職員給与費等の追加

7,368

給与改定等に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	212,292	1,174	213,466
職員手当等	140,356	4,899	145,255
共済費	75,317	1,295	76,612
その他の経費（本補正外）	3,858	—	3,858
計	431,823	7,368	439,191

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P28 ↳ P31			1 高 齢 福 祉 総 務 費		関連歳入 (19) 国庫支出金 1,068,531 物価高騰対応 重点支援 地方創生 臨時交付金	
P30 ↳ P31			3 介護保険費	19,851,410	33,552	19,884,962
		4 障 が い 福 祉 費	1 障がい保健 福 祉 費	48,444,081	231,506 関連歳入 (25) 諸収入 17 雇用保険料収入 関連歳入 (19) 国庫支出金 224,056 物価高騰対応 重点支援 地方創生 臨時交付金	48,675,587

(△印 減、単位:千円)

説 明

2. その他の経費の追加

1,068,531

介護施設等物価高騰対策支援金（高齢）に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	665,892	14,087	679,979
負担金、補助及び交付金 [社会福祉施設運営費等補助金]	1,086,669	1,054,444	2,141,113
その他の経費（本補正外）	152,634	—	152,634
計	1,905,195	1,068,531	2,973,726

介護保険事業特別会計への繰出金の追加

1. 一般職職員給与費等の追加

7,450

給与改定等に伴う追加等

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	429,978	△ 2,391	427,587
職員手当等	301,000	6,547	307,547
共済費	180,499	3,294	183,793
その他の経費（本補正外）	103,333	—	103,333
計	1,014,810	7,450	1,022,260

2. その他の経費の追加

224,056

介護施設等物価高騰対策支援金（障がい）に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	76,235	7,044	83,279
負担金、補助及び交付金 [社会福祉施設運営費等補助金]	192,568	217,012	409,580
その他の経費（本補正外）	262,826	—	262,826
計	531,629	224,056	755,685

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P32 ↳ P33		5 生活保護費	1 生 活 保 護 総 務 費	3,096,240	79,141 [関連歳入 (25) 諸収入 △ 271 雇用保険料収入 16 厚生年金保険料収入 △ 287]	3,175,381
			2 保 護 費	77,998,901	3,253 [関連歳入 (19) 国庫支出金 3,253 物価高騰対応 重点支援 地方創生 臨時交付金]	78,002,154
その他(本補正外)				23,752	—	23,752
歳 出 合 計				170,683,485	18,981,366	189,664,851

(△印 減、単位:千円)

説 明

一般職職員給与費等の追加

給与改定等に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	1,379,845	13,933	1,393,778
職員手当等	1,020,031	37,119	1,057,150
共済費	519,320	28,089	547,409
その他の経費（本補正外）	169,595	—	169,595
計	3,088,791	79,141	3,167,932

その他の経費の追加

保護施設等物価高騰対策支援金に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
需用費〔印刷消耗品費〕	27,174	142	27,316
役務費	20,998	1	20,999
負担金、補助及び交付金 〔社会福祉施設運営費等補助金〕	3,179	3,110	6,289
その他の経費（本補正外）	263,461	—	263,461
計	314,812	3,253	318,065

一般会計

(繰越明許費の補正)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	事業名
P180 ↳ P181	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	物価高騰緊急支援給付金
		3 高齢福祉費	1 高齢福祉 総務費	老人いこいの家事業費
				介護施設等整備費
				介護施設等物価高騰 対策支援金（高齢）
		4 障がい 福祉費	1 障がい保健 福祉費	市立障がい者施設改善費
				介護施設等物価高騰 対策支援金（障がい）
P182 ↳ P183		5 生活保護費	2 保護費	保護施設等物価高騰対策支援金

(単位:千円)

関係予算額	繰越額	説明
17,521,395	2,911,365	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。
275,638	68,857	工期の都合により、年度内に完了しないため。
1,617,665	878,728	工期の都合により、年度内に完了しないため。
2,169,287	1,068,531	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。
311,848	85,000	工期の都合により、年度内に完了しないため。
423,668	224,056	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。
6,432	3,253	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。

一般会計

(債務負担行為)

5 年度提出に係る分

予算案 説明書 の掲載 ページ	事 項	限 度 額		前年度末までの支出額	
				期 間	金 額
P196 ↳ P197	老人いこいの家改築工事	補正前の額	46,941	—	—
		補 正 額	3,510	—	—
		補正後の額	50,451	—	—

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源又は 当該事業財源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令 和 6 年 度	46,941	—	41,000	—	5,941
令 和 6 年 度	3,510	—	2,000	—	1,510
令 和 6 年 度	50,451	—	43,000	—	7,451

(3) 介護保険事業特別会計

議案第219号 令和5年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案（第1号）

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P86	7 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	19,851,410	33,552	19,884,962
	9 諸収入	2 保険料収入	1 保険料収入	57,390	△ 23	57,367
その他(本補正外)				100,054,355	—	100,054,355
歳入合計				119,963,155	33,529	119,996,684

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P88 ～ P89	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	3,415,625	33,529	3,449,154
				関連歳入 (9) 諸収入 △ 23 雇用保険料収入		
その他(本補正外)				116,547,530	—	116,547,530
歳出合計				119,963,155	33,529	119,996,684

(△印 減、単位:千円)

説 明
一般会計からの繰入金の追加
雇用保険法に基づく保険料収入の減額

(△印 減、単位:千円)

説 明			
一般職職員給与費等の追加			
給与改定等に伴う追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
給料	790,421	9,065	799,486
職員手当等	550,953	16,881	567,834
共済費	348,447	7,583	356,030
その他の経費（本補正外）	223,286	—	223,286
計	1,913,107	33,529	1,946,636

2. 条例案

議案第 230 号

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正等に伴い、事業者障がい者に対する合理的配慮の提供を義務付ける等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 基本理念に関する規定の修正（改正第 6 条関係）

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和 4 年 5 月に施行されたことなどを踏まえ、規定を修正（第 6 条第 7 号）。

社会情勢の変化等を踏まえ、「女性である障がい者」に関する基本理念について、「女性や性的マイノリティである障がい者」に修正（第 6 条第 8 号）。

(2) 不当な差別的取扱いに関する規定の修正等（改正第 7 条関係）

不当な差別的取扱いに該当しない客観的で合理的な理由の例示を追加（第 7 条第 3 号）。

不当な差別的取扱いに規定する分野について、新たに「スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動」を明示（第 7 条第 8 号）。

(3) 事業者による合理的配慮の提供の義務化（改正第 8 条、第 17 条関係）

法改正に伴い、事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務に改めるとともに（第 8 条）、行政指導後の勧告・公表を行うための審査会の諮問の対象に、事業者が第 8 条に違反した場合を加える規定を追加（第 17 条）。

(4) 情報の収集等に関する規定の追加（改正第 9 条関係）

法改正に伴い、第 9 条に、市が障がい者差別解消のための取組みに関する情報の収集、整理、提供に努める規定を追加。

また、市が、市民、事業者に対して行う啓発活動や職員に対して研修を行う際、「障がい及び障がい者並びにこれらの多様な特性等を理解」すること及び「計画的に」啓発活動や研修を行う旨の規定を追加。

(5) 相談体制の充実に関する規定の修正（改正第 11 条関係）

法改正に伴い、市が障がい者差別に関する相談に的確に応じるための人材の育成及び確保のための措置を図る規定を追加。

また、市が相談体制を整備するに当たって、障がい者の権利擁護の視点を踏まえる旨の規定を追加。

(6) 表彰に関する規定の修正（改正第 12 条関係）

市が表彰を行う規定について、「合理的配慮をすること」から「障がい理由とする差別の解消」に修正。

(7) 推進会議委員に関する規定の修正（改正第 22 条関係）

条例の附属機関である福岡市障がい者差別解消推進会議の委員の任命について、公募を新たに実施する旨の規定を修正。

(8) 部会に関する規定の修正（改正第 23 条関係）

相談窓口が受け付け、対応した相談を検討する「相談部会」について、法的位置づけを明確化するため条文を追加。

(9) その他規定の整備（改正第 7 条、第 21 条関係）

第 8 条第 2 項の削除に伴い、第 21 条第 3 号を修正するなどの規定の整備。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

【参考１】【福岡市障がい者差別解消条例新旧対照表】

※下線部分は条例改正部分

旧	新
目次 略	目次 略
前文 略	前文 略
第１章 総則	第１章 総則
第１条～第５条 略	第１条～第５条 略
第２章 基本理念	第２章 基本理念
第６条 略	第６条 略
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
(7) すべての障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報_____の取得又は利用のための手段を選択する機会が保障される権利_____を有するとともに、障がい者に対しては_____、コミュニケーション及び意思決定の支援並びにこれらの選択の機会を保障する必要があること。	(7) すべての障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じて得られる情報を含む。以下この号及び次条第６号において同じ。）の取得又は利用のための手段を選択する機会が保障される権利並びにその必要とする情報を十分に取得し、又は利用し、及び円滑に意思疎通を図ることができる権利を有するとともに、障がい者に対しては、 <u>情報の取得又は利用</u> 、コミュニケーション及び意思決定の支援並びにこれらの選択の機会を保障する必要があること。
(8) <u>女性</u> _____である障がい者は、障がいに加えて女性_____であることにより複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障がい者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。	(8) <u>女性又は性的マイノリティ（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第６８号）第２条第１項に規定する性的指向又は同条第２項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる者をいう。以下同じ。）</u> である障がい者は、障がいに加えて女性又は性的マイノリティであることにより複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障がい者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。
(9) 略	(9) 略

第3章 障がい者を理由とする差別の禁止 (不当な差別的取扱いの禁止) 第7条 市(市が設立した地方独立行政法人を含む。<u>次条第1項及び第21条第3号</u>において同じ。)及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。 (1)・(2) 略 (3) 教育、療育及び保育の分野における次に掲げる取扱い ア _____ _____客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい者を理由として、教育、療育若しくは保育を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。 イ 略 (4)～(7) 略 (新規) (合理的配慮の提供) 第8条 市_____は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。 <u>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から</u>	第3章 障がい者を理由とする差別の禁止 (不当な差別的取扱いの禁止) 第7条 市(市が設立した地方独立行政法人を含む。<u>次条</u>及び第21条第1項第3号において同じ。)及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。 (1)・(2) 略 (3) 教育、療育及び保育の分野における次に掲げる取扱い ア <u>必要と認められる適切な指導又は支援が行われないことについてやむを得ない理由がある場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい者を理由として、教育、療育若しくは保育を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。</u> イ 略 (4)～(7) 略 (8) <u>客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい者を理由として、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。</u> (合理的配慮の提供) 第8条 市<u>及び事業者は</u>、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。 (削る)
---	---

<u>現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をするように努めなければならない。</u> 第4章 障がいを理由とする差別を解消するための施策等 第1節 基本的な施策 (啓発活動等) (新設) <u>第9条 市は、事業者及び市民の、障がい、障がい者及び</u> <u>障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるために</u>必要な啓発活動を行うとともに、事業者が障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うことができるよう、事業者に対し、情報の提供を行うものとする。 <u>2 市長は、職員に対し、障がい、障がい者及び</u>障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるための<u>研修の機会を確保するものとする。</u> 第10条 略 (相談体制の充実) 第11条 市は、第6条の基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるための<u>体制の充実を図るものとする。</u> 2 市は、前項の体制を整備するに当たっては<u>、当該体制が次の各号のいずれにも該当するよう考慮するものとする。</u> (1)・(2) 略	第4章 障がいを理由とする差別を解消するための施策等 第1節 基本的な施策 (情報の収集、啓発活動等) <u>第9条 市は、障がいを理由とする差別及びその解消のための取組みに関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。</u> <u>2 市は、事業者及び市民の、障がい及び障がい者並びにこれらの多様な特性並びに障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるために</u>計画的に必要な啓発活動を行うとともに、事業者が障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うことができるよう、事業者に対し、情報の提供を行うものとする。 <u>3 市長は、職員に対し、障がい及び障がい者並びにこれらの多様な特性並びに障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるための</u>計画的な研修の機会を確保するものとする。 第10条 略 (相談体制の充実) 第11条 市は、第6条の基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるための<u>人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の充実を図るものとする。</u> 2 市は、前項の体制を整備するに当たっては、<u>障がい者の権利擁護の視点を踏まえつつ、当該体制が次の各号のいずれにも該当するよう考慮するものとする。</u> (1)・(2) 略
---	--

(表彰) 第 12 条 市長は、<u>合理的配慮をすること</u> _____に関して功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。 第 13 条 略 第 2 節 障がい者理由とする差別に関する相談等 第 14 条～第 16 条 略 (審査会への諮問) 第 17 条 市長は、前条の規定による指導又は助言(第 7 条_____の規定に違反することを理由としてなされたものに限る。)をした場合において、当該指導又は助言を受けた事業者(以下「特定事業者」という。)が正当な理由なく当該指導又は助言に従わないときは、福岡市障がい者差別解消審査会に諮問することができる。 第 18 条・第 19 条 略 第 5 章 福岡市障がい者差別解消推進会議 第 20 条 略 (所掌事務) 第 21 条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。 (1)・(2) 略 (3) 第 16 条の規定に基づき、市長から意見を求められた事案について、意見を述べること(市が第 7 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反した場合にその事実を公表することを求めることを含む。) (4) 略 2 略 (組織及び委員) 第 22 条 略 2 委員は、障がい者並びに福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の擁護について優れた識見及び実務経験を有する者_____のうちから、市長が任命する。 3 略	(表彰) 第 12 条 市長は、<u>障がい者理由とする差別の解消</u>に関して功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。 第 13 条 略 第 2 節 障がい者理由とする差別に関する相談等 第 14 条～第 16 条 略 (審査会への諮問) 第 17 条 市長は、前条の規定による指導又は助言(第 7 条又は第 8 条の規定に違反することを理由としてなされたものに限る。)をした場合において、当該指導又は助言を受けた事業者(以下「特定事業者」という。)が正当な理由なく当該指導又は助言に従わないときは、福岡市障がい者差別解消審査会に諮問することができる。 第 18 条・第 19 条 略 第 5 章 福岡市障がい者差別解消推進会議 第 20 条 略 (所掌事務) 第 21 条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。 (1)・(2) 略 (3) 第 16 条の規定に基づき、市長から意見を求められた事案について、意見を述べること(市が第 7 条又は第 8 条_____の規定に違反した場合にその事実を公表することを求めることを含む。) (4) 略 2 略 (組織及び委員) 第 22 条 略 2 委員は、障がい者、_____福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の擁護について優れた識見及び実務経験を有する者<u>並びに公募に応募した者</u>のうちから、市長が任命する。 3 略
--	--

<u>(部会)</u> <u>第 23 条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができる。</u> 以下略	<u>(部会)</u> <u>第 23 条 推進会議に、次に掲げる事務を行わせるため、相談部会を置く。</u> <u>(1) 第 11 条第 1 項の体制及び障がい理由とする差別に関する相談への対応のあり方を検討すること。</u> <u>(2) 個別相談及び相談部会の委員が属する団体に対する障がい理由とする差別に関する相談について、解決を図るために分析及び助言を行うこと。</u> <u>(3) 第 21 条第 1 項第 3 号に掲げる事務</u> <u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、障がい理由とする差別に関する相談に係る事項について検討すること。</u> <u>2 前項の相談部会の決議(同項第 3 号に掲げる事務に係るものに限る。)は、これをもって推進会議の決議とする。</u> <u>3 第 1 項の相談部会のほか、推進会議は、必要に応じて、その他の部会を置くことができる。</u> 以下略
--	---

○法改正を踏まえた改正

- ・ 事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務に変更（第8条）
また、義務化に伴い、行政指導後の勧告・公表を行うための審査会の諮問の対象に、事業者が第8条に違反した場合を加える規定を追加（第17条）
- ・ 障がい者差別及びその解消のための取組みに関する情報の収集、整理、提供に努める規定の追加（第9条）
- ・ 障がい者差別に関する相談に的確に応じるための人材の育成及び確保のための措置を図る規定を追加（第11条）

○推進会議委員意見及びパブリックコメントを踏まえた改正

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行されたことなどを踏まえ、「情報」に関する規定などを修正（第6条第7号）
- ・ 社会情勢の変化等を踏まえ、「女性である障がい者」に関する基本理念について、「女性や性的マイノリティである障がい者」に修正（第6条第8号）
- ・ 不当な差別的取扱いに該当しない客観的で合理的な理由の例示を追加（第7条第3号）
- ・ 不当な差別的取扱いに規定する分野について、新たに「スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動」を明示（第7条第8号）
- ・ 市が、市民、事業者に対して行う啓発活動や職員に対して研修を行う際、「障がい及び障がい者並びにこれらの多様な特性等を理解」すること及び計画的に啓発活動や研修を行う旨の規定を追加（第9条）
- ・ 市が相談体制を整備するに当たって、障がい者の権利擁護の視点を踏まえる旨の規定を追加（第11条）
- ・ 市が表彰を行う規定について、「合理的配慮をすること」から「障がいを理由とする差別の解消」に修正（第12条）
- ・ 推進会議委員の公募を新たに実施する旨の規定を追加（第22条）
- ・ 相談窓口が受け付け、対応した相談を検討する「相談部会」について、法的位置づけを明確化するため条文を追加（第23条）

【参考 3】市民意見募集の結果について

1 市民意見募集概要

(1) 目的

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部改正にあたり、市民との情報共有を図り、市民意見を条例案に反映させるため、福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、条例改正案を公表し、意見募集を実施しました。

(2) 意見募集期間

令和 5 年 9 月 22 日（金）～10 月 23 日（月）

(3) 実施方法

① 条例案の公表

市政だより令和 5 年 10 月 1 日号で告知し、市ホームページ「福岡チャンネル」において、手話動画での案内を掲載するとともに、下記の本市機関及び障がい相談窓口にて条例改正案の閲覧および配布を行いました。

また、配布資料には音声コードを表示するとともに、福岡市ホームページには音声読み上げ対応のテキスト版を掲載し、条例案の点字版及び音声版を作成し、市役所本庁舎及び各区役所で利用できるようにしました。

※閲覧・配布場所

- ・福岡市役所本庁舎（福祉局、こども未来局、情報公開室、情報プラザ）
- ・各区役所（福祉・介護保険課、健康課、市民相談室）、各出張所
- ・心身障がい福祉センター
- ・福岡市市民福祉プラザ
- ・西部療育センター
- ・東部療育センター
- ・精神保健福祉センター
- ・こども総合相談センター
- ・発達教育センター
- ・発達障がい者支援センター
- ・障がい者就労支援センター
- ・区基幹相談支援センター（市内 14 か所）

② 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール、福岡市ホームページからの送信、配布場所への持参により受け付けました。

(4) 意見募集結果

① 意見提出状況

提出者数・・・11人・団体（内訳：7人、4団体）

意見件数・・・23件

② 意見集計結果

意見の分類	意見への対応			
	修正	改正案の通り	その他	合計
第1章 総則(第1条－第5条)	1			1
第2章 基本理念(第6条)		4		4
第3章 障がいを理由とする差別の禁止(第7条－第8条)	1	8		9
第4章 障がいを理由とする差別を解消するための施策等(第9条－第19条)	1	4		5
第5章 福岡市障がい者差別解消推進会議(第20条－第25条)		1		1
その他（質問、要望や今後参考にすべき内容等）			3	3
合計	3	17	3	23

2 市民意見に基づく修正について

(1) 第1条及び第4条

① 修正の内容

第1条及び第4条見出しに規定する「事業者の責務」を現行条例の規定のとおり「事業者の役割」とする。

② 修正の理由

第4条は「障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行う」及び「市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努める」旨規定しており、パブリックコメント案では事業者による合理的配慮の提供の義務化を踏まえ、「事業者の責務」としたが、「市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努める」規定も含め「責務」とすると、事業者にとって、市の施策への協力が責務であると解釈されることが考えられるため（第4条修正に伴い第1条もあわせて修正）。

③ 新旧対照表

旧（パブリックコメント案）	新
（目的） 第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに_____市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、社会を構成する主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市_____の責務並びに<u>事業者及び市民</u>の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、社会を構成する主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現に資することを目的とする。
（事業者の責務） 第4条 事業者は、第6条の基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うとともに、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。	（事業者の<u>役割</u>） 第4条 事業者は、第6条の基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うとともに、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 第7条第6号

① 修正の内容

「情報の取得及び利用並びに意思疎通」の規定等を現行条例の規定のとおりとする。

② 修正の理由

パブリックコメント案では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年5月施行)の趣旨や障がい者の主体性を表す文言にすべきとの推進会議委員の意見を踏まえ、現行の「情報の提供及び意思表示の受領」を「情報の取得、利用及び意思疎通」などと修正したが、第7条は市及び事業者がその事務又は事業を行うに当たっての規定であり、市や事業者以外にも適用する取扱いと解釈されることが考えられるため。また、法制的にも他の第7条各号と規定を合わせる必要があるため。

③ 新旧対照表

旧 (パブリックコメント案)	新
(不当な差別的取扱いの禁止) 第7条 略 (1)～(5) 略 (6) 情報の<u>取得及び利用並びに意思疎通</u>の分野における次に掲げる取扱い ア 障がい者が<u>情報の取得及び利用を行う場合</u>において、当該情報の<u>取得及び利用</u>により他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときその他の客観的に合理的な理由があるときを除き、障がいを理由として、当該情報の<u>取得及び利用</u>を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付すること。 イ 障がい者が<u>意思疎通を行う場合</u>において、その選択した<u>意思疎通</u>の方法によっては当該意思を確認することに著しい支障があるときその他の客観的に合理的な理由があるときを除き、障がいを理由として、当該<u>意思疎通</u>を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付すること。	(不当な差別的取扱いの禁止) 第7条 略 (1)～(5) 略 (6) 情報の<u>提供</u>及び<u>意思表示の受領</u>の分野における次に掲げる取扱い ア 障がい者<u>から</u>情報の<u>提供を求められた</u>場合において、当該情報の<u>提供</u>により他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときその他の客観的に合理的な理由があるときを除き、障がいを理由として、当該情報の<u>提供</u>を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付すること。 イ 障がい者が<u>意思を表示する場合</u>において、その選択した<u>意思表示</u>の方法によっては当該意思を確認することに著しい支障があるときその他の客観的に合理的な理由があるときを除き、障がいを理由として、当該<u>意思表示の受領</u>を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付すること。

(3) 第9条

① 修正の内容

パブリックコメント案で追加した「多様な障がいのある人の状況」の明確化等

② 修正の理由

パブリックコメント案で追加した「多様な障がいのある人の状況を理解」する旨の規定について、「状況」の内容を明確にするため、「特性」に修正するとともに、「理解」が「多様な特性」や「差別の解消」等複数に係るため、規定の整備を実施。

③ 新旧対照表

旧（パブリックコメント案）	新
(啓発活動等) 第9条 市は、事業者及び市民が<u>多様な障がいのある人の状況を理解し、障がい、<u>障がい者及び</u></u> <u>障がい</u>を理由とする差別の解消に対する理解を深めるために計画的に必要な啓発活動を行うとともに、事業者が障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うことができるよう、事業者に対し、情報の提供を行うものとする。 2 市長は、<u>職員が多様な障がいのある人の状況を理解し、職員に対し、障がい、<u>障がい者及び</u></u> <u>障がい</u>を理由とする差別の解消に対する理解を深めるために計画的に研修の機会を確保するものとする。	(啓発活動等) 第9条 市は、事業者及び市民の、<u>障がい及び障がい者並びにこれらの多様な特性並びに障がい</u>を理由とする差別の解消に対する理解を深めるために計画的に必要な啓発活動を行うとともに、事業者が障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うことができるよう、事業者に対し、情報の提供を行うものとする。 2 市長は、<u>職員に対し、障がい及び障がい者並びにこれらの多様な特性並びに障がい</u>を理由とする差別の解消に対する理解を深めるための計画的な研修の機会を確保するものとする。

【参考 4】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
(事業者における障害を理由とする差別の禁止)	(事業者における障害を理由とする差別の禁止)
第8条(略)	第8条(略)
2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を <u>するように努めなければならない。</u>	2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を <u>しなければならない。</u>
(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)	(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)
第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう_____必要な体制の整備を図るものとする。	第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう <u>人材の育成及び確保のための措置その他</u> に必要な体制の整備を図るものとする。
(情報の収集、整理及び提供)	(情報の収集、整理及び提供)
第16条(略) (新設)	第16条(略) <u>2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。</u>